

報道関係者各位

令和2年6月26日（金）

【照会先】

山口労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 原田 竜雄
主任産業安全専門官 上田 昌利
地方産業安全専門官 藤原 康英
電話（083）995－0373

報道発表資料の訂正とお詫びについて

令和2年6月24日発表の報道発表資料「令和2年度「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する山口労働局長表彰」の受賞者を決定しました」について、添付資料の一部に誤りがありましたので、訂正してお詫びいたします。

1. 訂正箇所

報道発表資料

別紙1 「令和2年度 安全衛生表彰 受賞者名簿」

山口労働局長表彰 奨励賞

（正）

事業場名	所在地	業種
<u>サン・トックス株式会社</u> 徳山工場	周南市	無機・有機化学工業製品製造業

（誤）

事業場名	所在地	業種
<u>サン・トック株式会社</u> 徳山工場	周南市	無機・有機化学工業製品製造業

2. 訂正後の報道発表資料

別添のとおり

報道関係者各位

令和2年6月24日（水）

【照会先】

山口労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 原田 竜雄
主任産業安全専門官 上田 昌利
地方産業安全専門官 藤原 康英
電話（083）995－0373

令和2年度「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する山口労働局長表彰」の受賞者を決定しました

厚生労働省及び山口労働局（局長 村井完也）では、毎年、安全衛生成績が高い水準にあり、他の模範と認められる事業場、団体又は、長年にわたり労働安全衛生活動に尽力され、地域の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした功労者に対して表彰を行っています。

このたび、令和2年度の「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する山口労働局長表彰」の受賞者を決定したので、公表します。

また、令和2年6月15日に厚生労働大臣表彰の受賞者が公表され、山口県において1名の個人が受賞されたので、併せてお知らせします。

それぞれの賞ごとの受賞事業場・受賞者数は以下のとおりです。

なお、例年、全国安全週間期間中に厚生労働大臣表彰伝達・山口労働局長表彰式を行っていますが、今年は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、開催を中止することとしました。

1 厚生労働大臣表彰（別紙1、2参照）

功績賞を1名の個人が受賞しました。

2 山口労働局長表彰（別紙1、2参照）

令和2年度の山口労働局長表彰の受賞者として、2の事業場と6名の個人を決定しました。

令和2年度 安全衛生表彰 受賞者名簿

厚生労働大臣表彰

功績賞（1名）

氏名	経歴等
おくだ まさゆき 奥田 昌之	山口労働局 労働衛生指導医 山口労働局 安全衛生専門委員 独立行政法人労働者健康安全機構 山口産業保健総合支援センター 産業保健相談員

山口労働局長表彰

奨励賞（2事業場）

事業場名	所在地	業種
やまぐち ^{けんらくはんばいゆ そうかぶしがいしゃ} 県酪販売輸送株式会社	下関市	一般貨物自動車運送業
さん ^{さん とつくす かぶしがいしゃ とくやまこうじょう} サン・トックス株式会社 徳山工場	周南市	無機・有機化学工業製品製造業

功績賞（2名）

氏名	経歴等
い で ひろし 井手 宏	山口県産業医会 副会長
こうとく しんや 神徳 眞也	一般社団法人防府医師会 会長

安全衛生推進賞（4名）

氏名	経歴等
つばい よしろう 坪井 義郎	一般社団法人山口県労働基準協会 専任講師
みやもと としゆき 宮本 敏行	一般社団法人山口県労働基準協会 専任講師
ふじつ たくじ 藤津 卓司	建設業労働災害防止協会山口県支部 技能講習等講師
ますだ いくえ 益田 幾久江	独立行政法人労働者健康安全機構 山口産業保健総合支援センター メンタルヘルス対策促進員

令和2年度「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・山口労働局長表彰」

厚生労働大臣表彰

・功績賞（1名）

地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰

山口労働局長表彰

・奨励賞（2事業場）

地域の中で、安全衛生に関する水準が良好で改善のための取組が他の模範と認められる事業場又は企業に対する表彰

・功績賞（2名）

地域の中で、地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰

・安全衛生推進賞（4名）

地域の中で、長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰

「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・都道府県労働局長表彰」とは労働安全衛生法では、働く人の安全と健康を確保し、快適な職場環境をつくるため、事業主に労働災害の防止に取り組むよう定めています。この表彰は、災害が起こっていない期間が特に長く、職場のリスクを低減する取組が特に活発に行われているなど、他の模範と認められる優良な事業場や団体をたたえるものです。

また、事業者団体の役員や学識経験者などで、長年にわたり安全衛生活動の指導的立場にあり、地域、団体または関係事業場の安全衛生水準の向上・発展に多大な貢献をした功労者なども対象となります。